

那須塩原市決裁規程（平成17年1月1日訓令第5号）

最終改正:令和4年1月14日訓令第8号

改正内容:令和4年1月14日訓令第8号

○那須塩原市決裁規程

平成17年1月1日訓令第5号

改正

平成17年4月28日訓令第66号
 平成18年3月28日訓令第18号
 平成19年3月30日訓令第14号
 平成20年3月31日訓令第14号
 平成22年3月16日訓令第9号
 平成22年6月17日訓令第14号
 平成22年9月6日訓令第17号
 平成24年3月29日訓令第5号
 平成24年7月9日訓令第19号
 平成25年1月28日訓令第3号
 平成25年3月29日訓令第7号
 平成26年2月5日訓令第4号
 平成26年3月13日訓令第11号
 平成26年10月1日訓令第17号
 平成27年3月31日訓令第20号
 平成28年2月26日訓令第3号
 平成30年3月14日訓令第9号
 平成31年3月28日訓令第12号
 令和2年3月26日訓令第30号
 令和3年3月29日訓令第19号
 令和4年1月14日訓令第8号

那須塩原市決裁規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、市長又は会計管理者の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定め、その責任の所在を明確にし、行政の能率的運営を図るものとする。

（定義）

第2条 この訓令における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 決裁 市長、市長の権限の受任者又は会計管理者（以下「決裁権者」という。）が、その権限に属する事務の処理について、意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 常時、市長又は会計管理者に代わって、その権限に属する事務の一部を処理するため、決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁権者又は専決権限を有する者が不在（出張、病気その他の理由により決裁できない状態をいう。以下同じ。）のときに、この訓令に定める者が、代わって決裁することをいう。
- (4) 部長等 那須塩原市行政組織規則（平成20年那須塩原市規則第2号。以下「行政組織規則」という。）第6条に定める部長、局長及び支所長をいう。
- (5) 次長 行政組織規則第8条に定める次長をいう。
- (6) 課長 行政組織規則第9条に定める課長、室長及び出張所長並びに那須塩原市会計管理者の権限に属する事務及び市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成17年那須塩原市規則第12号。以下「会計管理者の権限に属する事務及び市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」という。）第4条第1項に定める課長をいう。
- (7) 課長補佐 行政組織規則第11条に定める課長補佐、室長補佐及び出張所長補佐並びに会計管理者の権限に属する事務及び市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則第4条第2項に定める課長補佐並びに課長補佐、室長補佐又は出張所長補佐を置かない部署にあっては課長補佐相当の職にある者をいう。
- (8) 係長 行政組織規則第12条の係長及び会計管理者の権限に属する事務及び市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則第4条第1項の係長並びに係長を置かない部署にあっては係長相当の職にある者をいう。
- (9) 施設長 行政組織規則第13条に定める施設長をいう。

（専決及び代決の効力）

第3条 この訓令の定めに基づいてした専決及び代決は、市長又は会計管理者の決裁と同一の効力を有する。

（決裁の順序）

第4条 事務の処理は、原則としてその事務を主管する係長から順次直屬上司の決定を経て、決裁を受けるものとする。

2 前項の場合において、合議を必要とするものについては、那須塩原市文書取扱規程（平成17年那須塩原市訓令第6号）に定めるところによる。

（市長の決裁事項）

第5条 市長の決裁を必要とする事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市政の総合的企画、調整及び運営の基本方針に関すること。
- (2) 特に重要な事業計画の樹立及び実施方針に関すること。
- (3) 市の廃置分合及び境界変更に関すること。
- (4) 儀式及び表彰に関すること。
- (5) 各執行機関の総合調整に関すること。
- (6) 議会の招集、議案の決定及び専決処分に関すること。
- (7) 請願、陳情、審査請求、訴願訴訟、和解及び調停に関すること。
- (8) 条例、規則、訓令その他重要な例規の制定及び改廃に関すること。
- (9) 特に重要な許可、認可その他行政処分に関すること。
- (10) 予算の編成及び決算の確定に関すること。
- (11) 行政組織及び職制に関すること。
- (12) 職員の任免、進退及び賞罰に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に重要な事項
(副市長等の専決)

第6条 副市長、部長等及び課長において専決できる事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。この場合において、課長を置かない部署にあつては、「課長」とあるのは「部長等」とする。

2 会計課の事務を処理する場合における会計管理者が専決できる事項は、別表第1に規定する部長等の専決とする。

3 施設長が専決できる事項は、別表第3のとおりとする。

(会計課長の専決)

第7条 会計管理者の権限に属する事務で会計課長において専決できる事項は、別表第4のとおりとする。

(支所における関係部長への合議)

第8条 支所において副市長以上の職にある者の決裁を受けなければならない事項は、当該事項に係る部長に合議しなければならない。

(専決の制限)

第9条 この訓令の定めるところにより専決することができる者(以下「専決権者」という。)は、専決事項が重要若しくは異例又は特に必要であると認められるときは、上司の決裁を受けなければならない。

(類推による専決)

第10条 専決権者は、この訓令に専決事項として定められていない事項であってもその性質が軽易に属し、専決事項に準じて処理することが適当であると類推できるものは、専決することができる。

(専決の報告)

第11条 専決権者は、専決した事項のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、適宜、その概要を上司に報告しなければならない。

(代決)

第12条 市長又は専決権者が不在であるときは、次の表に掲げる区分に応じ、第1次代決者が代決し、第1次代決者も不在であるときには、第2次代決者が代決することができる。

区分	第1次代決者	第2次代決者
市長が不在のとき	副市長	部長等
副市長が不在のとき	部長等	次長(次長を置かない部、局又は支所にあつては課長)
部長等が不在のとき	次長	課長(課長を置かない部署にあつては課長補佐)
課長(課長を置かない部署にあつては部長等)が不在のとき	課長補佐	係長(施設にあつては施設長)

2 会計管理者が不在のときは会計課長が、会計課長も不在のときは会計課長補佐が、その事務を代決することができる。

(代決の制限)

第13条 代決者は、前条の規定にかかわらず、職員の進退及び賞罰、重要又は異例に属する事項及び新規に属する事項については、あらかじめその処理について指示を受けたもののほか、代決してはならない。

(後閲)

第14条 代決をした文書には代決者印の上部に「代」と表示し、市長又は専決権者欄には「後閲」と表示して処理するものとする。

2 前項の規定により処理した文書は、速やかに後閲者の承認を求めなければならない。

(回議等の場合の準用)

第15条 第12条から前条までの規定は、決裁を受けるまでの過程において、回議又は合議を受けた者が不在の場合に準用する。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年4月28日訓令第66号)

この訓令は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日訓令第18号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第14号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第14号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月16日訓令第9号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月17日訓令第14号）

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年9月6日訓令第17号）

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日訓令第5号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日訓令第19号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年1月28日訓令第3号）

この訓令は、平成25年1月28日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第7号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月5日訓令第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月13日訓令第11号）

この訓令は、平成26年3月13日から施行する。

附 則（平成26年10月1日訓令第17号）

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第20号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月26日訓令第3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日訓令第9号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日訓令第12号）

この訓令中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年7月20日から施行する。

附 則（令和2年3月26日訓令第30号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日訓令第19号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月14日訓令第8号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

(1) 庶務関係

専決事項		専決区分			備考
		副市長	部長等	課長	
事務事業の計画及び実施方針の決定		○			
行政の基本方針に基づく部門計画の決定			○		
会議	副市長の出席する会議の招集及び案件	○			市長、副市長の出席する会議は、秘書担当課長合議
	部長等の出席する会議の招集及び案件		○		
	課長の出席する会議の招集及び案件			○	
事務引継ぎ	部長等	○			
	課長		○		
	課長補佐以下			○	
那須塩原市情報公開条例(平成20年那須塩原市条例第31号)の規定に基づく開示等の決定			○		総務担当部長合議
那須塩原市個人情報保護条例(平成20年那須塩原市条例第32号)の規定に基づく開示、訂正等の請求に対する決定			○		総務担当部長合議
調査、報告等	重要な調査、報告、進達、副申その他これらに類するもの	○			
	調査、報告、進達、副申その他これらに類するもの		○		
	軽易又は定例的な調査、報告、進達、副申その他これらに類するもの			○	
照会、回答等	重要な指令、通知、申請、照会、回答等	○			
	指令、通知、申請、照会、回答等		○		
	軽易又は定例的な指令、通知、申請、照会、回答等			○	
証明及び閲覧	重要又は異例なもの		○		
	原簿による諸証明、閲覧、謄抄本の交付その他軽易又は定例的なもの			○	
その他の文書	重要な出版物の刊行		○		
	軽易又は定期的な出版物の刊行			○	
	市勢要覧、統計書等印刷物の贈与及び交換			○	
公示、通達等	重要な告示、公示及び通達	○			
	告示、公示及び通達		○		
	軽易な告示、公示及び通達			○	

(2) 人事関係

専決事項		専決区分			備考
		副市長	部長等	課長	
会計年度任用職員の任用			○		人事担当課長合議
流動配置	副主幹(担当副主幹を除く。)以下の流動配置		○		人事担当部長を経て市長へ報告
職務に専念する義務の免除	部長等	○			人事担当課長合議
	課長		○		
	課長補佐以下			○	
週休日の指定及び変更	部長等	○			
	課長		○		
	課長補佐以下			○	

年次有給休暇	部長等	○			
	課長		○		
	課長補佐以下			○	
その他の休暇	部長等	○			8日間以上の休暇は、所管部長等を経て人事担当課長合議
	課長		○		
	課長補佐以下			○	
育児休業及び育児休業の延長の承認並びに復職の発令	会計年度任用職員		○		人事担当課長合議
	上記以外の職員	総務部長			
育児短時間勤務及びその期間の延長の承認	全部	総務部長			
部分休業の承認	会計年度任用職員		○		人事担当課長合議
	上記以外の職員	総務部長			
職制	所属職員の事務分担		○		
時間外(休日)勤務命令	部長等	○			
	課長		○		
	課長補佐以下			○	
当直勤務命令	該当職員	管財担当課長、支所にあつては総務担当課長			
サービスに関する諸願、届書及び申請書	全部	人事担当課長			
営利企業等従事許可	全部	○			
旅行命令及び復命	部長等	○			
	課長		○		
	課長補佐以下			○	
	非常勤特別職			○	
	上記以外の者(市長及び副市長を除く。)			○	
給与	定期昇給	○			
諸手当の認定	全部	人事担当課長			

(3) 財務関係

専決事項				専決区分			備考
				副市長	部長等	課長	
調定及び収入の通知等	収入の調定及び収入命令	税関係	市税、国民健康保険税		○		
			延滞金等			○	
		税外関係	介護保険料、後期高齢者医療保険料		○		
			寄附金を除く全部			○	
	寄附金の受入れ	50万円を超えるもの		○		秘書担当課長合議	
	50万円以下			○			
支出負担行為	1 報酬	全部			○		
	2 給料、3 職員手当等、4 共済費、5 災害補償費、6 恩給及び退職年金	全部	人事担当課長				
	7 報償費	全部			○		

8 旅費	全部			○			
9 交際費	50万円以下		○				
10 需用費	食糧費	10万円を超えるもの	○				
		10万円以下		○			
		5万円以下			○		
11 役務費	燃料費及び光熱水費 賄材料費 修繕料	全部			○		
		全部			○		
		500万円以下	○				
		300万円以下		○			
		50万円以下			○		
	その他	80万円を超えるもの		○		被服類は、人事担当課長合議	
	80万円以下			○			
12 委託料	全部				○		
13 使用料及び賃借料	工事関係	2,000万円以下	○				
		500万円以下		○			
		50万円以下			○		
14 工事請負費	その他	1,000万円以下	○			法令に基づく措置費は、課長	
		200万円以下		○			
		50万円以下			○		
		年額200万円を超えるもの	○			継続的な土地賃借料は、課長	
年額200万円以下		○					
	年額40万円以下			○			
15 原材料費	5,000万円以下	3,000万円以下	○			単価契約に基づくものは、課長	
		1,000万円以下		○			
		50万円以下			○		
16 公有財産購入費	1,000万円以下	500万円以下		○			
		80万円以下			○		
		土地開発基金からの購入				○	
17 備品購入費	1,000万円以下	200万円以下	○				
		80万円以下			○		
		300万円を超えるもの	○			300万円を超えるものは、財政担当部長合議。定例的なものは、課長	
300万円以下		○					
50万円以下			○				
19 扶助費	退職手当組合	全部			○		
		1,000万円以下	○				
		500万円以下		○			
20 貸付金	100万円以下	100万円以下			○		
		補償及び補填	3,000万円以下	○			
		1,000万円以下		○			
21 補償補填及び賠償金	50万円以下	50万円以下	○				
		10万円以下		○			
		全部				○	
22 償還金 利子及び割引料	賠償金	50万円以下	○				
		10万円以下		○			

資金前渡 (概算払)及 びその精算 支出命令 年度科目の 更正及び収 支振替 戻入戻出命 令 予備費の充 用 予算の流用 国庫支出金 及び県支出 金の交付申 請及び請求 公有財産 物品の不用 の決定及び 処分 債権 基金 公の施設	23 投資及 び出資金	全部		○			
	24 積立金	全部			○		
	25 寄附金	全部		○			財政担当部 長合議
	26 公課費	全部				○	
	27 繰出金	全部				○	
	28 歳入歳 出外現金	全部				○	
	全部					○	
	全部					○	
	全部					○	
	全部					○	
	200万円以下			○			財政担当部 長合議
	50万円以下				○		財政担当課 長合議。節
	200万円を超えるもの			○			内流用は、 課長 建設事業費 及び計画策 定事業に係 るものは、 財政担当課 長合議
	200万円以下				○		
	全部				○		
	年間賃貸料10万円以下の貸付行政財産の軽 易な目的外使用の許可				○		
	土地の立入測量					○	
	取得価格が100万円を超えるもの			○			
	取得価格が100万円以下				○		
	取得価格が30万円以下					○	
	那須塩原市債権管理条例(令和2年那須塩原 市条例第52号)に基づく遅延損害金の減免並 びに私債権等の強制執行等、徴収停止及び 免除 保全取立				○		
	500万円を超える処分				○		
	500万円以下の処分					○	
運用状況に関する書類の作成						管財担当課長	
定例的な利用の許可					○		

注

- 1 支出負担行為に関する事案の起工又は実施の決定、検査の報告等については、別に定めるものを除き、上記の区分に準じて処理する。
- 2 会計伝票の決裁を受けるときは、合議は不要とする。
- 3 少額随意契約(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号の規定による随意契約をいう。以下同じ。)を除く契約の実施伺いについては、契約担当部長に合議するものとする。

(4) 契約関係

専決事項		専決区分			備考
		副市長	部長等	課長	
工事又は製 造の請負に 係る予定価 格の決定及 び入札結果 の報告	5,000万円以下	○			総務部長選 考又は総務 部長審査に 係るもの は、総務部 長
	3,000万円以下		○		
	130万円以下			○	

建設工事関連業務委託に係る予定価格の決定及び入札結果の報告	2,000万円以下	○		
	500万円以下		○	
	50万円以下			○
物件の借入れに係る予定価格の決定及び入札結果の報告	年額200万円を超えるもの	○		
	年額200万円以下		○	
	年額40万円以下			○
単価契約のうち契約の総額が決まらないものに係る予定価格の決定及び入札結果の報告			○	
その他の契約に係る予定価格の決定及び入札結果の報告	1,000万円以下	○		
	200万円以下		○	
建設工事の執行に関する軽易又は定例的なもの	少額随意契約に係るもの			○
中間検査	全部		総務部長	
工事出来高	5,000万円以下	○		
検査及び完成検査報告	3,000万円以下		総務部長	
	130万円以下			○

別表第2（第6条関係）

(1) 本庁

専決事項		専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
企画政策課	重要な事務事業の総合調整	○			
	事務事業の総合調整		○		
	部長会議	○			
	総合的な事務改善の実施		○		
	事務改善の調査			○	
	大規模土地利用に関する事務(5ha以上)	○			
デジタル推進課	情報化推進に関する計画	○			
	指定統計及び各種統計の実施			○	
	統計思想の啓発			○	
	統計調査員候補者の決定			○	
秘書課	広報広聴活動の計画		○		
	広報広聴活動の実施			○	
	広報誌の発行			○	
市民協働推進課	市民協働推進に関する計画	○			
	男女共同参画事業の実施			○	
	女性リーダーの育成及び団体育成指導			○	
	国際交流協会の育成支援			○	
総務課	住居表示の実施		○		
	字の区域の変更		○		
	定例監査及び現金出納検査に係る文書処理		○		
	議案書の作成及び送付			○	
	市例規集の編集発行及び配付先の決定			○	
	扶養手当及び諸手当等の認定			○	
	退職手当組合に関する事務			○	
	被服貸与計画		○		
	被服の貸与			○	
	営利企業等の従事許可	○			
	身分証明書及び職員記章等の交付			○	
	安全衛生管理計画	○			
	安全衛生管理の実施		○		
	職員の健康診断			○	
	職員の福利厚生事業計画	○			
	職員の福利厚生事業の実施		○		
	全国市長会及び町村会任意共済・団体定期保険事務			○	
	全国都市職員災害共済会災害共済事務			○	
	栃木県市町村職員共済組合に関する事務			○	
	公務災害補償の認定請求書の提出	○			
地方公務員災害補償基金栃木県支部に関する事務			○		
財政課	財政事情の作成及び公表		○		
	地方財政状況調査等の提出		○		
	一般的な財政に関する資料の提出			○	
	補正予算の見積依頼			○	
	予算の配当及び配当予算の更正			○	
	予算経理の審査			○	
	普通交付税算出資料の提出	○			
	交付税算定に用いる資料の提出			○	
	特別交付税要望額に関する調査の提出		○		
	起債計画書の申請	○			
	起債計画書の変更申請		○		
	起債許可申請		○		
	起債借入申込		○		
	起債対象事業の完了報告			○	
	借用証書の交付			○	
一時借入金の決定			○		

	市政報告書の作成			○
	起債対象事業の完了報告			○
	財産の取得・処分決定による権利の保存	○		
	財産表の作成			○
	市有財産にかかる火災保険等の事務			○
	防火計画		○	
	防火計画の実施			○
	那須塩原市庁舎管理規則(平成17年那須塩原市規則第9号)第3条の許可			○
	庁舎の管理			○
	集中管理車の管理			○
契約検査課	競争入札参加資格者の名簿作成及び通知			○
	入札保証金の徴収及び還付			○
	代理入札の承認			○
	不正入札の取消し			○
	書留郵便の入札の承認			○
	落札者の決定及び通知			○
	契約保証金の徴収及び還付			○
	設計審査			○
	工事検査計画		○	
	建設工事の歩掛及び単価の調整		○	
	検査手直し等指示			○
	検査結果の通知			○
課税課	賦課業務処理計画			○
	納税通知書及び納入通知書の発送			○
	更正及び決定			○
	減免及び軽減		○	
	申告の処理			○
	申告の催告			○
	還付処理			○
	介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る特別徴収対象者の確定			○
	納税思想の啓発(保険料含む)			○
	徴収計画		○	
	納税相談(保険料含む)			○
	収税実績(保険料含む)			○
	還付処理			○
	決算状況		○	
	督促状発付			○
収税課	滞納額の調定、異動処理			○
	催告書の発送			○
	徴収猶予の処理			○
	差押処分		○	
	交付要求処分			○
	執行停止		○	
	納税組合の設立奨励			○
	徴収の囑託及び受託			○
危機管理室	収納業務の委託		○	
	災害対策本部会議の運営に関する事		○	
	防災訓練の実施		○	
	防災情報システムの管理			○
	大雨等、気象警報の対応		○	
	消防施設・設備の管理			○
	消火栓の設置			○
	放射能対策に関する計画及び立案		○	
	放射能対策本部会議の運営に関する事		○	
	放射能対策の総合調整等に関する事		○	
	その他放射能対策に関する軽易な事項			○
環境課	環境基本計画の進行管理		○	

	環境審議会の庶務		○	
	環境学習の実施			○
	環境ボランティア団体の育成支援			○
	野鳥等の捕獲及び保護			○
	動植物調査研究会の庶務		○	
	自然公園区域内における開発行為等に対する意見			○
	改葬許可			○
	市有墓地使用許可			○
	市有墓地の管理料の徴収			○
	ねずみ及び衛生害虫駆除の指導			○
	犬の登録申請受付並びに鑑札及び注射済票の交付			○
	犬の飼い方等の指導			○
	狂犬病予防注射の実施			○
	野犬の捕獲対応			○
	専用水道、簡易専用水道及び小規模水道の指導			○
	公害に関する法律に基づく諸届の受付			○
	特定施設、特定建設作業状況等の報告及び立入検査			○
	特定施設、特定建設作業状況等の改善及び計画変更勧告		○	
	公害防止の指導			○
	道路交通騒音及び振動の防止に係る措置要請並びに意見の陳述		○	
	光化学スモッグ発令の処理			○
	水質、騒音及び振動等の測定			○
廃棄物 対策課	廃棄物減量等審議会の庶務		○	
	一般廃棄物処理業者の指導監督			○
	市民一斉美化運動の実施			○
	粗大ごみ特別収集申請受付及びシール交付			○
	犬、猫等の死体の回収			○
	廃棄物の不法投棄監視及び指導			○
	土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の 執行事務			○
	野焼きの監視指導			○
	清掃センター及び最終処分場の維持管理			○
	ごみステーションの設置及び管理指導			○
	ごみ収集区域等の変更		○	
	ごみの再資源化及び有価物の売却			○
生活課	交通安全対策協議会の開催			○
	防犯灯設置費等補助に関する事務			○
	地域バスの運行管理			○
	防犯思想の普及啓発			○
	交通安全思想の普及啓発			○
	交通指導員の派遣許可			○
	交通誘導員の配置			○
	交通安全関係団体の育成指導			○
	市営駐車場及び市営自転車駐車場の管理			○
	自動車臨時運行許可			○
	空き地、立木等の管理指導			○
	消費生活の指導啓発及び事業の実施			○
	消費者団体の育成指導			○
	消費生活センターの運営			○
市民課	住民基本台帳事務に関する処理			○
	印鑑登録事務に関する処理			○
	外国人の在留管理に関する処理			○
	住居番号の付番及び変更			○
	自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務			○
	住民情報システムに関する処理			○
	旅券事務に関する処理			○
	戸籍事務に関する処理			○
	相続税法(昭和25年法律第73号)第58条に基づく通知			○

社会福祉課	人口動態調査票に関する処理			○
	既決犯罪人名簿に関する処理			○
	民生委員及び児童委員との連絡調整			○
	戦傷病者、戦没者遺族、引揚者等の援護に係る届出の受理、通達、年金、弔慰金等の請求			○
	災害弔慰金の決定及び災害援護資金貸付の決定		○	
	小規模災害による被災者の援護			○
	社会福祉法人の設立の認可	○		
	社会福祉法人の変更の認可、指導		○	
	福祉団体の育成指導及び連絡調整			○
	福祉手当等の受給資格認定			○
高齢福祉課	特別児童扶養手当届出書の受理・提出			○
	児童扶養手当・特別児童扶養手当不当利得の返還又は徴収			○
	行旅死亡人及び困窮者措置救護			○
	遺留品処分		○	
	地域活動支援センターふれあいの森の管理運営			○
	心身障害者共済保険届出書の受理、通達			○
	身体障害者日常生活用具等の支給			○
	敬老祝い金の受給資格認定			○
	老人在宅福祉援護措置			○
	介護保険被保険者の資格取得及び喪失			○
	住所地特例の認定			○
	介護保険被保険者証の交付及び更新			○
	受給資格証明書の交付と受理			○
	要介護認定及び要支援認定			○
介護認定審査会の運営及び判定			○	
国保年金課	居宅サービス計画の受理及び通知			○
	サービスの指定及び変更			○
	償還払いによる保険給付			○
	利用者負担額の減額			○
	介護保険給付の制限		○	
	不当利得返還、徴収及び損害賠償金の請求			○
	社会福祉法人の設立の認可	○		
	社会福祉法人の変更の認可、指導		○	
	国民健康保険基本計画に基づく実施計画		○	
	国民健康保険被保険者の資格取得及び喪失の認定			○
	国民健康保険被保険者証の交付及び更新			○
	国民健康保険に係る保険給付の支給決定			○
	国民健康保険被保険者に対する特定健診保健指導の実施			○
	国民健康保険被保険者資格証明書の交付	○		
国民健康保険高額療養費資金貸付の決定			○	
健康増進課	後期高齢者医療の受給資格取得及び喪失の受付			○
	後期高齢者医療被保険者証等の交付及び更新			○
	後期高齢者医療に係る医療費等の支給申請の受付			○
	後期高齢者医療に係る一部負担金の減額、免除等の申請受付			○
	国民健康保険に係る一部負担金の減額、免除等の決定	○		
	国民健康保険に係る不当利得返還、徴収及び損害賠償金の請求			○
	国民年金の被保険者の資格関係届出の受付及び日本年金機構への送付			○
	国民年金保険料の免除申請書の受付及び日本年金機構への送付			○
	国民年金の裁定請求(給付申請)関係の受付及び日本年金機構への送付			○
	老齢福祉年金に関する届出書の受付及び日本年金機構への送付			○
	健康づくり事業の計画		○	
	健康づくり事業の実施			○
	成人保健事業の計画		○	
	成人保健事業の実施			○
母子保健事業の計画		○		
母子保健事業の実施			○	
予防接種事業の計画		○		

子育て 支援課	予防接種事業の実施			○
	感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所の消毒			○
	社会福祉法人の設立の認可	○		
	社会福祉法人の変更の認可及び指導		○	
	放課後児童クラブの管理運営			○
	放課後児童健全育成事業の届出等の受付		○	
	放課後児童健全育成事業実施施設に対する立入調査		○	
	ファミリー・サポート・センター事業の実施			○
保育課	ファミリー・サポート・センターに対する立入調査		○	
	児童手当、遺児手当及び児童扶養手当受給資格認定			○
	こども医療費助成事務			○
	妊産婦医療費助成事務			○
	重度心身障害者医療費助成事務			○
	ひとり親家庭医療費助成事務			○
	母子父子寡婦福祉資金事務			○
	助産施設及び母子生活支援施設の入所措置			○
	地域型保育事業の変更の認可及び指導		○	
	認可外保育施設の届出等の受付		○	
	認可外保育施設に対する立入調査		○	
	教育・保育施設等に対する確認及び指導		○	
	特定子ども・子育て支援施設等に対する確認及び指導		○	
	保育園の管理運営			○
農務畜 産課	教育・保育給付認定			○
	施設等利用給付認定			○
	発達支援保育審査会の運営			○
	利用者負担額の決定		○	
	副食費免除の決定		○	
	利用者負担額等の納付相談			○
	利用者負担額等の還付処理			○
	利用者負担額等の督促状発付			○
	利用者負担額等の催告書の発送			○
	利用者負担額に係る差押処分		○	
	利用者負担額に係る交付要求処分			○
	利用者負担額に係る執行停止		○	
	公定価格の加算認定			○
	農業振興総合計画に基づく実施計画		○	
	農業振興総合計画のための調査			○
	病虫害防除計画		○	
	病虫害の駆除			○
	農林整 備課	農産物の生産出荷計画		○
農産物の実態調査				○
農業団体との連絡調整				○
農業制度資金			○	
中山間地域の活性化計画			○	
食育・地産地消の推進			○	
畜産物の実態調査				○
畜産環境保全調査及び指導			○	
堆肥センターの維持管理				○
農村集落環境整備計画			○	
農村集落環境整備計画の実施				○
土地改良事業及び農業災害復旧事業の実施計画			○	
土地改良事業及び農業災害復旧事業の実施				○
土地改良区の育成指導				○
林業振興総合計画に基づく実施計画			○	
		林業振興総合計画のための調査		
	市有林の施行計画		○	
	市有林の育成保護			○
	特用林産物の育成指導			○

商工観 光課	林業生産者組織及び団体との連絡調整			○
	伐採届			○
	種苗事業者登録		○	
	保安林に係る許可		○	
	入会林野整備計画の許可		○	
	有害鳥獣捕獲許可		○	
	鳥獣特別保護地域内における行為の許可		○	
	猟区の設定		○	
	地籍調査事業の年度別実施計画		○	
	地籍調査事業計画に基づく事業の実施			○
	中小企業の育成指導			○
	商工団体の育成指導			○
	融資金融機関との連絡調整			○
	融資あっせん啓発			○
	中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に基づく特定中小企業者の認定			○
	大規模小売店舗に係る軽微変更協議書の承認		○	
	大規模小売店舗に係る説明会実施計画の協議		○	
	計量器事前調査			○
計量思想の普及			○	
都市計 画課	砂利採取計画の認可		○	
	誘致企業用地のあっせん		○	
	誘致企業の調査			○
	企業立地の指導			○
	工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく特定工場の届出の受付	○		
	工業団地施設の整備及び管理			○
	工場適地調査			○
	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に基づく煙火の消費許可等		○	
	ガス事業法(昭和29年法律第51号)に基づく報告の徴収等		○	
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく報告の徴収等		○	
	まちなか交流センター事業の実施			○
	まちなか交流センターの管理			○
	観光開発計画	○		
	観光施設の整備計画		○	
	観光施設の開園等期間及び開園等時間の変更		○	
	観光施設使用料の減免		○	
	観光宣伝事業の計画		○	
	観光行事の計画		○	
	観光施設の整備及び管理運営			○
	観光宣伝の実施			○
	観光物産の振興			○
	観光行事の実施			○
	観光団体の育成指導			○
	自然公園等施設の整備及び管理			○
	温泉開発計画の意見		○	
	温泉の保護、利用の指導及び調査			○
	都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条に基づく許可			○
	那須塩原市立地適正化計画に基づく届出等に関する事務			○
	景観法(平成16年法律第110号)に基づく届出等に関する事務			○
	とちぎふるさと街道景観条例(平成元年栃木県条例第37号)に基づく届出等に関する事務			○
	那須塩原市屋外広告物条例(平成27年那須塩原市条例第21号)に基づく許可等			○
公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく届出等に関する事務			○	
国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく届出等に関する事務			○	
開発行為の許可、承認及び取消し(5ha以上)	○			
開発行為の許可、承認及び取消し(5ha未満)		○		

都市整備課	その他の開発行為の事務			○
	優良宅地認定に関する事務			○
	駐車場法に基づく届出等に関する事務			○
	公園及び緑地の維持管理			○
	有料公園使用料の減免又は猶予		○	
	入居者の決定及び入居の認可		○	
	市営住宅使用料の減免又は猶予		○	
	契約解除及び明渡し請求		○	
	連帯保証人の変更			○
	名義の変更			○
	収入額の決定			○
道路課	増築、模様替え等の承認			○
	簡易な修繕の決定			○
	市道の占用許可			○
	市道認定申請の処理	○		
	交通遮断又は制限区域の指定		○	
	法定外公共物の使用許可等			○
	道路管理者以外の行う道路工事の承認			○
	特殊車両通行許可申請の処理		○	
	特定車両の通行協定			○
	境界の確認、協定			○
建築指導課	用地の寄附による受入		○	
	私道管理申請の処理			○
	私道整備支援申請			○
	建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく許可、認定、指定及び認可		○	
	建築基準法に基づく違反建築物に対する是正指導及び命令		○	
	建築基準法に基づく建築物の仮使用の認定			○
	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく計画の認定その他の処分		○	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく分別解体等の実施に関する助言、勧告及び命令		○	
	独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)に基づく受託業務の審査及び検査			○
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく認定その他の処分			○
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づく認定その他の処分			○
	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく認定その他の処分			○
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく建築物エネルギー消費性能適合性の判定、認定その他の処分			○
	栃木県建築基準条例(昭和57年栃木県条例第2号)に基づく認定			○
	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例(平成11年栃木県条例第25号)に基づく届出等に関する事務			○

(2) 支所

西那須野支所

	専決事項	専決区分			備考
		副市長	支所長	課長	
総務税務課	普通財産の管理			○	
	防火計画の実施			○	
	那須塩原市庁舎管理規則第3条の許可			○	
	庁舎の管理			○	
	集中管理車の管理			○	
	消防施設及び設備の管理			○	
	消火栓の設置			○	
市民福祉課	民生委員及び児童委員との連絡調整			○	
	小災害による被災者の援護			○	
	福祉団体の育成指導及び連絡調整			○	

	敬老祝い金の受給資格認定			○
	老人在宅福祉援護措置			○
	介護保険被保険者証の再交付			○
	国民健康保険被保険者の資格取得及び喪失の認定			○
	国民健康保険被保険者証の交付及び更新			○
	後期高齢者医療の受給資格取得及び喪失の受付			○
	後期高齢者医療被保険者証等の交付及び更新			○
	国民年金の被保険者の資格関係届出の受付			○
	国民年金保険料の免除申請書の受付			○
	国民年金の裁定請求(給付申請)関係の受付			○
	老齢福祉年金に関する届出書の受付			○
	住民基本台帳事務に関する処理			○
	印鑑登録事務に関する処理			○
	外国人の在留管理に関する処理			○
	自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務			○
	住居番号の付番及び変更			○
	住民情報システムに関する処理			○
	戸籍事務に関する処理			○
	野鳥等の捕獲及び保護			○
	改葬許可申請受付			○
	市有墓地使用許可申請受付			○
	ねずみ及び衛生害虫駆除の指導			○
	犬の登録申請受付並びに鑑札及び済票の交付			○
	犬の飼い方等の指導			○
	野犬の捕獲対応			○
	公害防止の指導			○
	空き地、立木等の管理指導			○
	粗大ごみ特別収集申請受付及びシール交付			○
	廃棄物の不法投棄監視及び指導			○
	野焼きの監視指導			○
	防犯思想の普及啓発			○
	市営駐車場、駐輪場の管理運営			○
	自動車臨時運行許可			○
産業観 光建設 課	農道等の維持管理			○
	田園空間博物館施設の維持管理			○
	中小企業との連絡調整			○
	商工団体との連絡調整			○
	融資金融機関との連絡調整			○
	融資あっせん啓発			○
	中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定			○
	計量器事前調査			○
	計量思想の普及			○
	工業団地施設の維持管理			○
	観光施設の維持管理			○
	観光宣伝の実施			○
	観光行事の実施			○
	観光団体との連絡調整			○
	道路の維持管理			○
	河川の維持管理			○

塩原支所

専決事項		専決区分			備考
		副市長	支所長	課長	
総務福 祉課	普通財産の管理			○	
	防火計画の実施			○	
	那須塩原市庁舎管理規則第3条の許可			○	
	庁舎の管理			○	
	集中管理車の管理			○	
	消防施設及び設備の管理			○	

	消火栓の設置			○
	民生委員及び児童委員との連絡調整			○
	小災害による被災者の援護			○
	福祉団体の育成指導及び連絡調整			○
	敬老祝い金の受給資格認定			○
	老人在宅福祉援護措置			○
	介護保険被保険者証の再交付			○
	国民健康保険被保険者の資格取得及び喪失の認定			○
	国民健康保険被保険者証の交付及び更新			○
	後期高齢者医療の受給資格取得及び喪失の受付			○
	後期高齢者医療被保険者証等の交付及び更新			○
	国民年金の被保険者の資格関係届出の受付			○
	国民年金保険料の免除申請書の受付			○
	国民年金の裁定請求(給付申請)関係の受付			○
	老齢福祉年金に関する届出書の受付			○
	こども医療費助成事務			○
	妊産婦医療費助成事務			○
	重度心身障害者医療費助成事務			○
	ひとり親家庭医療費助成事務			○
	住民基本台帳事務に関する処理			○
	印鑑登録事務に関する処理			○
	外国人の在留管理に関する処理			○
	自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務			○
	住民情報システムに関する処理			○
	戸籍事務に関する処理			○
	野鳥等の捕獲及び保護			○
	改葬許可申請受付			○
	市有墓地使用許可申請受付			○
	ねずみ及び衛生害虫駆除の指導			○
	犬の登録申請受付並びに鑑札及び済票の交付			○
	犬の飼い方等の指導			○
	野犬の捕獲対応			○
	公害防止の指導			○
	空き地、立木等の管理指導			○
	粗大ごみ特別収集申請受付及びシール交付			○
	廃棄物の不法投棄監視及び指導			○
	野焼きの監視指導			○
	防犯思想の普及啓発			○
	自動車臨時運行許可			○
産業観光建設課	農道等の維持管理			○
	林道等の維持管理			○
	中小企業との連絡調整			○
	商工団体との連絡調整			○
	融資金融機関との連絡調整			○
	融資あっせん啓発			○
	中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定			○
	計量器事前調査			○
	計量思想の普及			○
	観光施設の開園等期間及び開園等時間の変更		○	
観光施設使用料の減免		○		
観光施設の維持管理			○	
観光宣伝の実施			○	
観光行事の実施			○	
観光団体との連絡調整			○	
自然公園等施設の維持管理			○	
温泉の保護、利用の指導及び調査			○	
温泉給湯に係る諸届の受理			○	
				産業観光部長合議

別表第3（第6条関係）

施設長の専決事項

専決事項	備考
1 公印の管理 2 軽易又は定例的な通知、照会、回答、依頼等に関する事 3 各種日報及び日誌の処理 4 所属職員の時間外(休日)勤務命令 5 所属職員の旅行命令及び復命 6 所属職員の年次有給休暇その他の休暇の承認(7日以内) 7 所属職員の週休日の指定及び変更 8 税外収入の調定及び納入通知(寄附金及び利用者負担額を除く。) 9 定例的な施設の利用許可 10 次に掲げる経費の支出負担行為に関する事。 (1) 報酬、報償費、旅費、需用費(燃料費、光熱水費及び賄材料費)、役務費(保険料、手数料及び通信運搬費)、負担金補助及び交付金(定例的なものに限る。)及び公課費 (2) 2万円以下の需用費(食糧費) (3) 10万円以下の需用費(消耗品費、印刷製本費、飼料費及び医薬材料費)及び使用料及び賃借料 (4) 30万円未満の需用費(修繕料)、委託料、工事請負費及び備品購入費 11 歳入歳出外現金 12 資金前渡及び精算 13 支出命令 14 予算に定める歳出予算の節内の流用	

別表第4（第7条関係）

会計課長の専決事項

専決事項	備考
1 次に掲げる経費の支出負担行為の確認及び支出命令の審査決定 （1）報酬、給料、職員手当、共済費、公課費等の義務的経費 （2）光熱水費、通信運搬費、上下水道使用料等の定例的経費 （3）扶助費 （4）過誤払金の戻入 （5）過誤納金の還付及びこれに係る還付加算金 2 歳入歳出外現金の審査決定 3 会計年度、所属会計名、予算科目等の誤りによる更正命令書の審査決定 4 諸届書、申請書、通知書、報告書等の処理 5 1に掲げる経費以外の経費で、10万円以下の支出命令の審査決定	